

平成 30 年 8 月から グループホーム居住費等の助成制度を拡充します

介護サービスの利用に際して、所得の低い方に過大な負担とならないようにするため、収入要件等が一定の基準に該当する方を対象に、横浜市では「介護サービス自己負担助成事業」を独自に実施しています。

このうち、「グループホーム助成」について、平成 30 年 8 月から、「居住費等（家賃・食費・光熱水費）の利用者負担分」への助成上限額（月額）を引き上げます。

1 介護サービス自己負担助成制度の概要（拡充内容は太枠部分）

助成項目	対象	助成内容	対象要件	
			収入・資産基準	その他の要件
在宅サービス助成	利用料	利用者負担の定率助成（3%又は5%に軽減）及び定額助成	対象要件については、「制度案内チラシ」をご覧ください。	
グループホーム助成	利用料	利用者負担の定率助成（5%に軽減）及び定額助成		
	居住費	家賃・食費・光熱水費の助成上限		
		第1段階		
第2段階		⇒ 55,000円		
	第3段階	⇒ 30,000円		
施設居住費助成	居住費	月額5千円程度（日額165円）を助成		

2 拡充される助成内容の適用開始時期

平成30年8月サービス利用分から

※8月以降に新規申請された場合は、原則、申請日の属する月の1日から適用します。

3 利用の流れ

- ・介護サービス自己負担助成制度を利用する場合は、利用者のお住まいの区の保険年金課で申請手続きが必要です。
- ・助成証に助成額等が記載されていますので、交付された助成証をサービス事業者へ必ず提示してください。

4 本件に関するお問合せ先

○制度利用の申請手続き（助成証の交付）について

お住まいの区の区役所保険年金課

○助成金の支給について

健康福祉局介護保険課（給付担当）

TEL：045-681-5074 / FAX：045-681-7789